

○ 少年指導委員制度運営要綱の制定について（通達）

〔令和4年3月8日人少甲達第16号
石川県警察本部長から関係所属長あて〕

対号 令和3年1月7日付け人少甲達第5号「少年指導委員制度運営要綱の制定について（通達）」

少年指導委員制度については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）及び対号に基づき運営しているところであるが、一部見直しを行い、別添のとおり「少年指導委員制度運営要綱」を制定したので、適正かつ効果的な運営を図られたい。

なお、対号は廃止する。

別添

少年指導委員制度運営要綱

第1 目的

この要綱は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）及び少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）に規定する少年指導委員の運営について必要な事項を定めることにより、少年指導委員制度の一層の適正かつ効果的な運営を図ることを目的とする。

第2 委嘱

1 活動区域

規則第2条に規定する活動区域については、法第37条第2項及び法第38条第2項に掲げる営業所、場所等が存在し、その有害な環境から少年を守る必要がある地域とし、少年指導委員の委嘱の際、警察署の管轄ごとに指定する。

2 委嘱人数

少年指導委員の委嘱人数は、30人とする。

3 委嘱要件

警察署長は、活動区域の実情に精通し、法第38条第1項各号に規定する要件を満たしている者のうちから、少年指導委員推薦書（別記様式第1号）により公安委員会に委嘱の推薦をするものとする。

なお、法第38条第1項各号に規定する要件及び委嘱に当たっての留意事項は次のとおりとする。

(1) 法第38条第1項の要件

- ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること（人格識見ともに優れ、行動においても地域住民に信頼のあることをいう。）。
- イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること（少年に対する深い理解と愛情を持ち、少年の健全な育成に資するための活動に対して旺盛な熱意と使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有することをいう。）。
- ウ 生活が安定していること（経済的観点からだけでなく、社会的、家庭的にも安定していることをいう。）。
- エ 健康で活動力を有すること（心身ともに健康であり、その職務を行うことによって、精神的、肉体的に支障をきたすおそれがないことをいう。）。
- オ アからエの要件を満たす成人のうち高齢者については、活動力の面から、十分にその適格性を判断するものとする。

(2) その他の留意事項

ア 風俗営業の営業者等

現に風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、特定遊

興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第3の5において同じ。)の営業者等である者については、慎重かつ厳密な審査を行うものとする。

なお、法第4条第1項第1号から第7号まで(法第31条の23において準用する場合を含む。)に掲げる風俗営業者等の欠格事由に該当する者や未成年者については、一般的に資格要件を満たすことは困難であると考えられる。

イ 活動に実効が期待できない者

多くの職を兼ねていて少年指導委員としての活動を期待できない者又は委嘱後の活動に熱意がみられないなどの実効の上がらない者については、委嘱又は再委嘱の際に慎重な審査を行うものとする。

4 関係住民への周知

少年指導委員を委嘱したときの関係住民への周知は、当該少年指導委員の氏名及び連絡先並びにその活動区域を石川県公報及び各種広報紙に掲載して行うものとする。

5 任期

少年指導委員の任期は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とし、再任することができる。

なお、任期中に死亡、解嘱等により少年指導委員が欠けた場合における補欠の少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3 職務

法第38条第2項及び規則第4条各号に掲げる職務の具体的な内容は次のとおりであり、いずれも強制にわたる行為を行う権限ではないことに留意するものとする。

1 少年の補導

- (1) 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為をやめるよう指導すること。
- (2) 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為が少年の健全な育成に障害を及ぼすものであることを説示すること。
- (3) 少年の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該少年を現に監護するものをいう。)又はこれに代わるべき者(以下「保護者等」という。)に連絡すること。
- (4) 少年が18歳未満であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認めるときは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。)第25条の規定により通告を行うこと。

2 風俗営業を営む者等に対する助言

- (1) 18歳未満の者を営業所に立ち入らせたり、20歳未満の者に飲酒、喫煙をさせるなど、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を教

示すること。

- (2) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を遵守するために講すべき措置を促すこと。

3 被害を受けた少年に対する援助

- (1) 当該少年に対し、再び被害を受けることを防止するために助言又は指導すること。
- (2) 当該少年の保護者等に連絡すること。
- (3) 当該少年又はその保護者等に対し、当該少年を支援することができる機関又は団体等を紹介すること。
- (4) 少年が18歳未満であって、保護者がないとき又は保護者に監護させ기가不適当であると認めるときは、児福法第25条の規定により通告を行うこと。

4 地方公共団体の施策等への協力

- (1) 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加すること。
- (2) 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加の意志を有する者を募ること。

5 少年相談

風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、少年の健全な育成に係る事項について、少年又は保護者等からの相談があった場合、相談者に対して必要な助言及び指導その他の援助を行うこと。

6 広報啓発活動

繁華街等における有害環境浄化や不良行為少年への声掛けキャンペーンを行うなど、少年の健全育成に関する住民運動の盛り上げを図る活動に努めること。

また、少年をめぐる具体的な状況を踏まえつつ、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資する事項について広く住民に周知させること。

第4 活動に関する一般的留意事項

1 守秘義務

法第38条第3項に規定する「秘密」については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条等に規定する「秘密」と同義である。

なお、判例によれば、同法の「秘密」について、非公知の事実であって、実質的にもそれを保護するに値するものをいうものとされている。

少年指導委員に関しては、例えば、補導した少年の氏名等、風俗営業の営業所等で発見した年少者の氏名等、立入先の営業所等の名称及び従業者の氏名等が秘密に当たり得るが、どのような状況が守秘義務違反となるのかについては、個別具体的な事案に応じて判断されるべきものである。

2 身分等

少年指導委員は、その委嘱、職務等について法令に根拠を有するボランティアで、公安委員会から委嘱される特別職の地方公務員である。

3 活動上の注意

少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意するとともに、個々の活動においても、威圧的な言動や態度を避け、関係者の年齢、性別、立場等に応じた親しみのある言葉を用いるものとする。

4 風俗環境浄化協会の協力

少年指導委員は、平素から、石川県風俗環境浄化協会等の関係機関、団体と連絡を密にし、少年を取り巻く有害環境の実態把握に努めるほか、その職務遂行に当たっては、これらの関係機関、団体の協力を得つつ、効果的な活動となるよう努めるものとする。

第5 公務性の確保

1 委嘱状、少年指導委員証等の交付

委嘱は、委嘱状（別記様式第2号）、少年指導委員証（別記様式第3号）及び少年指導委員記章（別記様式第4号）を交付して行い、その状況を少年指導委員委嘱簿（別記様式第5号）に登載するものとする。

2 少年指導委員証、少年指導委員記章の携帯、着用等

少年指導委員は、その活動に当たっては、少年指導委員証を携帯し、少年指導委員記章を着装するとともに、関係者に少年指導委員証を提示しなければならない。

なお、法第38条の2に規定する立入りに際しては、規則第9条第3項に規定する証明書（第8の5において「立入りをする少年指導委員の身分を示す証明書」という。）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 少年指導委員証、少年指導委員記章の返納

少年指導委員は、任期が満了し、又は解嘱されたときは、速やかに少年指導委員証、少年指導委員記章を公安委員会に返納しなければならない。

4 活動の記録・報告

少年指導委員は、その活動の都度、少年指導委員活動報告書（別記様式第6号）を記載し、活動区域を管轄する警察署長に提出するものとする。

第6 研修

法第38条第5項及び規則第7条に規定する研修（以下「少年指導委員研修」という。）は、別表「少年指導委員に対する研修の実施基準」によるものとする。

なお、合理的な理由なく研修を受講しない者については、「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕」（法第38条第1項第2号）がないものとして、解嘱要件の該当性について検討するものとする。

第7 解嘱

1 解嘱事由

法第38条第6項各号に規定する解嘱の要件は次のとおりである。

- (1) 法第38条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき（少年指導委員が正当な理由がなく、法若しくは規則に規定する職務上の義務に違反し、又は法第38条第2号に規定する職務を行わないときをいう。）。
- (3) 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあったとき（少年指導委員としてふさわしくない刑罰法令に違反する行為又は反道徳的、反社会的行為があつたときをいう。）。

2 解嘱手続

規則第8条に定める弁明の機会を与える場合、解嘱の理由のほか、弁明を聴くための期日・場所を、期日前に2週間程度の期間を置いて通知すること。ただし、当該少年指導委員の所在が不明であるため通知をすることができないとき、又は弁明の機会を与えるための通知をしたにもかかわらず正当な理由がなく期日までに弁明を行わないときは、弁明を聴かないで解嘱することができる。

第8 立入り

1 考え方

法第38条の2第1項に規定する「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるとき」とは、具体的には、少年の健全育成のための施策を推進するために立入りをして少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止する場合等がこれに当たる。また、「この法律の施行に必要な限度において」とは、法第37条第2項に規定する警察職員の立入りと同様に、公安委員会として、行政上の指導、監督のため必要な場合に、法の目的の範囲内で必要最小限度で行わなければならないことをいう。

なお、あらかじめ法第38条第5項に規定する研修を受講し、風俗営業の営業所等への立入りを適正に実施するために必要な知識及び技能を修得した少年指導委員に対して立入りの指示を行う必要がある。

2 立入りの指示

(1) 指示の趣旨

少年指導委員は非常勤であることから、風俗営業の営業所等への立入りを適正かつ効果的に行わせるため、立入りの必要性、対象となる営業所、実施する期間等について公安委員会の判断に掛からしめ、その指示によって適正な立入りの実施を図ることとしたものである。

(2) 指示の形式

指示は、個々の少年指導委員に対して、「立入りに係る指示文書」（別記様式第7号）を交付することにより行う。

(3) 指示を行う時期

指示は、活動に先立って警察署等に少年指導委員が集合した際等、事前に行うこと。この場合、他のボランティアの活動意欲の保持にも留意すること。

(4) 指示の内容

「立入りの場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するもの」とは、具体的には次のとおりである。

ア 立入りを実施すべき場所

- (ア) 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれかであるかの別
立入りを行うべき営業の種別を明らかにすれば足りる。

(イ) 立入りを実施すべき地域

少年指導委員の活動区域のいずれか又は活動区域内全域を指定すれば足りる。

なお、対象となる地域における営業所等の状況を踏まえ、あらかじめ危険やトラブルが予想される営業所等には、少年指導委員に立入りさせないように留意すること。

特に、立入りを必要とする営業所等があらかじめ判明している場合には、少年指導委員ではなく、警察職員が立入りを行うこと。

イ 立入りを実施すべき期日又は期間

期日又は期間は、次のとおり過度に長期にならない範囲で示すものとする。

- (ア) 少年の健全育成に関する施策を推進している期間
(イ) 公安委員会として立入りを必要と認める特定の日
(ウ) 少年指導委員から自主的な立入り活動の申出があり、これを相当と認める場合、当該活動を行う特定の期間（おおむね1週間程度）

ウ 立入りを実施するに当たっての留意事項

- (ア) 風俗営業の営業所等への立入りについては、警察職員が同行するか、又は複数の少年指導委員により行うものとする。
(イ) 営業者の負担を考慮し、その理解と協力を求めて行うこと。
(ウ) 営業時間内に実施すること。

3 立入りの実施

(1) 立入りの際に行うこと

ア 観察

次のような点について観察を行うものとする。

- (ア) 風俗営業（ゲームセンターを除く。）の営業所で、18歳未満の者を使用したり、客として立ち入らせたりしていないか。また、その旨を営業所の入口に表示しているか。
(イ) ゲームセンターで、午後6時以降16歳未満の者（保護者に同伴された者を除く。）を、午後10時以降18歳未満の者を、客として立ち入らせていないか。また、その旨を営業所の入口に表示しているか。
(ウ) 特定遊興飲食店営業の営業所で、午後10時以降保護者が同伴しない18

歳未満の者（保護者同伴の場合は午前0時）を客として立ち入らせていないか。

- (エ) 飲食店営業の営業所で、午後10時以降18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか。

また、午後10時以降18歳未満の者を客として立ち入らせていないか（保護者に同伴された者を除く。）。

- (オ) 風俗営業や飲食店営業の営業所で、20歳未満の者に酒やたばこを提供していないか。

- (カ) 店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業の営業所や派遣型ファンションヘルスの受付所で、18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか。また、18歳未満の者を客として立ち入らせたり、20歳未満の者に酒やたばこを提供していないか。

イ 質問

上記アを確認する目的のため必要があるときは、関係者に質問すること。

ただし、原則として営業者、従業員等営業者側の者に質問し、客に対する質問は、客が年少者であると判明し、これを補導・援助するため必要があると認められるときに行うこと。

ウ その他

少年指導委員が補導対象となる少年や援助すべき少年を発見した場合は、補導・援助を行うこと。また、必要に応じ、営業者等に対して法の規定の教示や遵守のための措置の助言を行うこと。

- (2) 立入りの際に法令違反を発見した場合の措置

直ちに活動区域を管轄する警察署に連絡すること。

- (3) 立入りを拒否された場合の対応

強いて立ち入ることなく、活動区域を管轄する警察署に連絡すること。

4 立入りの報告

- (1) 報告の形式・時期

法第38条の2第3項に規定する報告は、立入り実施後又は立入りを実施すべき期間の終了後、速やかに「立入りに係る報告書」（別記様式第8号）により、公安委員会に報告すること。

- (2) 報告の内容

ア 立入りをした場所

- (ア) 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれかであるかの別

- (イ) 立入りを実施した営業所の名称及び所在地

イ 立入りを実施した日時

ウ 立入りを実施した結果

立入りにより確認した事項、立入りの現場において講じた法第38条第2

項第1号から第3号までの措置の内容等

エ その他参考となるべき事項

営業所等の雰囲気、立入りに立ち会った者の氏名、対応状況等

なお、立ち会った者の人定については、判明した範囲で差し支えなく、強いて人定を聞き出す必要はない。

5 立入りをする少年指導委員の身分を示す証明書

立入りをする少年指導委員の身分を示す証明書は、立入り以外の活動のために使用することのないように留意すること。

なお、当該証明書は、個々の少年指導委員に対して指示文書を交付する際に交付し、公安委員会への報告時に返納させるものとする。

別表（第6関係）

少年指導委員に対する研修の実施基準

1 研修の目的

研修は、少年指導委員の職務や立入りの適正かつ効果的な執行を確保することを目的とする。

2 研修計画

研修は、受講する少年指導委員の便宜に資するためにも、あらかじめ計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

3 研修の方法

研修は、研修用に作成された教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

4 講 師

研修の講師は、研修事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

5 研修内容

研修項目は、規則に基づき、おおむね次の表のとおりとする。

【定期研修：4時間以上5時間以下】

研修項目	研修内 容	研修時間
1 少年非行及び風俗環境の状況に関すること。	<p>① 少年非行の状況 都道府県における少年非行情勢のほか、風俗営業等を中心とした福祉犯被害の状況を理解させる。</p> <p>② 最近の風俗環境の状況 都道府県における風俗営業等の許可数・届出数、行政処分・検挙等の状況から、風俗環境の実態を理解させる。</p>	1 時間
2 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。	<p>① 知 識 少年の補導、風俗営業の営業者等に対する助言、被害少年に対する援助、地方公共団体の施策等への協力等の方法、留意事項を理解させる。</p> <p>② 技 能 実技指導、シミュレーション等により、上記職務の実務を理解させる。</p>	2～2.5 時間

3 法第38条の2 第1項の規定による立入りを適正に実施するためには必要な知識及び技能に関すること。	<p>① 知識 立入りの趣旨、指示、実施、報告の手續及び受傷事故防止等の留意事項を理解させる。</p> <p>② 技能 実技指導、シミュレーション等により、立入りの実務を理解させる。</p>	1～1.5時間
---	---	---------

【委嘱時研修：5時間以上7時間以下】

研修項目	研修内容	研修時間
1 定期研修 1～3と同じ。	同左	4～5時間
2 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行し、又は法第38条の2第1項の規定による立入りを実施するために必要な法令の知識に関すること。	<p>① 法の概要 法の目的、規制の概要を理解させる。</p> <p>② 少年指導委員の法的地位・職務倫理 少年指導委員が特別職の地方公務員であること、その自発的な意思に基づく活動を期待されていること等を理解させる。</p> <p>③ 少年指導委員の職務・立入り 少年指導委員の職務の概要、立入りの仕組みについて理解させる。</p> <p>④ 少年指導委員の守秘義務 守秘義務に関する留意事項、違反の場合の罰則を理解させる。</p> <p>⑤ その他の関係法令 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、青少年保護育成条例等の法令のうち、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等で行われやすい違反や児童相談所の役割等を理解させる。</p>	1～2時間

別記様式第1号(第2関係)

		第 年 月 日 号
石川県公安委員会 殿		
警察署長		
少年指導委員推薦書		
次の者を少年指導委員として推薦します。		
被 推 薦 者	本 籍 住 居 職 業 氏 名	(年 月 日 生)
家 庭 の 状 況		
経 歷		
健 康 状 態		
前科前歴の有無		
推 薦 理 由		

別記様式第2号（第5関係）

第 号

委 嘱 状

少年指導委員を委嘱します。

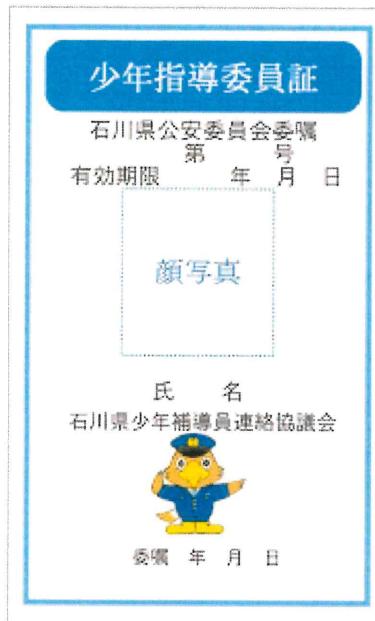
委嘱期間は 年 月 日から 年 月 日までとします。

年 月 日

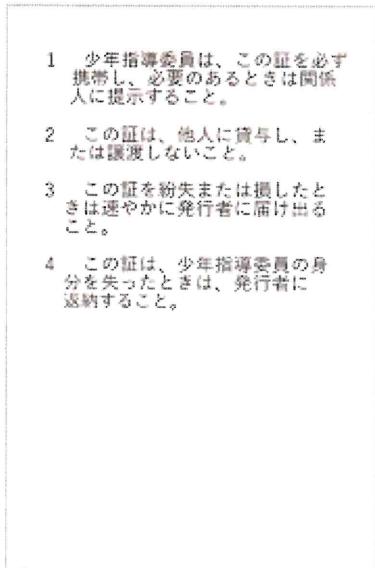
石川県公安委員会 印

別記様式第3号（第5関係）

(表)



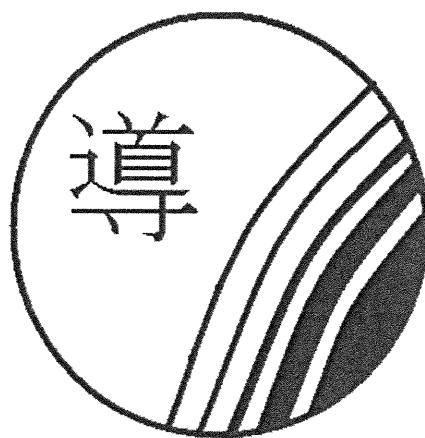
(裏)



大きさは縦9.0センチメートル×横5.4センチメートル

別記様式第4号（第5関係）

記 章



少 年 指 導 委 員 委 嘱 簿

別記様式第6号（第5関係）

少年指導委員活動報告書

年　月　日

石川県公安委員会 殿

報告者氏名

活動内容	状況等・その他参考事項
<input type="checkbox"/> 少年の補導	補導時間・場所 対象者氏名等 状況
<input type="checkbox"/> 風俗営業を営む者等に対する助言	実施場所、営業所名 実施対象者氏名等 状況
<input type="checkbox"/> 被害を受けた少年に対する援助	実施対象者氏名等 状況
<input type="checkbox"/> 地方公共団体への施策等への協力	活動種別 状況
<input type="checkbox"/> 少年相談	対象者 内容及び結果 警察からの連絡の必要の有無
<input type="checkbox"/> 広報啓発活動	実施方法 内容

別記様式第7号（第8関係）

立入りに係る指示文書

住 所
氏 名
活動区域

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第2項により、同条第1項の立入りについて次のとおり指示する。

年 月 日

石川県公安委員会

指示事項		指 示 内 容
立 す 入 べ り き を 場	法第37条第2項各号に掲げる場所のい ずれであるかの別	
実 所 施	立入りを実施すべき 地域	
	立入りを実施すべき期日又 は期間	
	立入りを実施するに当たつ ての留意事項	

別記様式第8号（第8関係）

立入りに係る報告書

年　月　日

石川県公安委員会 殿

年　月　日付け風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第2項に基づく石川県公安委員会の指示に基づき立入りを実施したので、同条第3項により、その結果について報告する。

実　施　者　等	氏　名	活　動　区　域
立入りを実施すべき 期日又は期間		

立 入 り 場 所	業　種	<input type="checkbox"/> 風俗営業	<input type="checkbox"/> 特定遊興飲食店営業	名 称	(<input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 受付所 <input type="checkbox"/> 待機所)
	<input type="checkbox"/> 性風俗関連特殊営業	<input type="checkbox"/> 深夜飲食店営業等			
立入りを実施した日時	年　月　日	午前・午後	時　分頃		
立入りを実施した結果					
その他参考となるべき事項					